国際交流・協力の推進

総論

社会や経済のグローバル化が進み、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する 中、我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層 充実させていくことが重要です。

コロナ禍において、改めて国際交流・協力の重要性が再認識されたことを踏まえ、新たな 手段を活用しながら、文部科学省では、国際社会で活躍できる人材の育成や、海外の優秀な 学生及び研究者の戦略的な受入れによる双方向の人的交流を継続的に推進しています。ま た、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談等を通じ、教育、科学 技術、スポーツ、文化の各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取 組を強化しています。さらに、経済協力開発機構(OECD)や国連大学等の国際機関等とも 協力しつつ様々な取組を行っています。令和3年6月には、G20教育大臣会合が開催され、 萩生田光一文部科学大臣(当時)がオンラインで出席しました。また、8月にはイタリア・ 米国に出張し、G20研究担当大臣会合に出席した他、各国要人との対談等、交流を深めまし た。そのほか、諸外国から高い関心が示されている「日本型教育の海外展開」を、官民一体 となって推進しています。

また、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs*1)」の実現 に向けて、諸外国政府や国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)等の国際機関とも連携し、 様々な取組を実施しています。特に、持続可能な開発のための教育(ESD*2)は、現代社会 における地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動を起 こす力を身に付けるための教育であり、持続可能な社会の創り手の育成を通じて、SDGsの 実現に大きく貢献するものです。令和元年12月に改定されたSDGs実施指針においても、 SDGs の実現に向けた次世代、教育機関、研究機関の役割がより明確にされるとともに、 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会*3の機会の活用やSDGsと 文化・芸術との連携等が掲げられています。

これらの取組を通じて、文部科学省は、国際交流・協力の推進を戦略的に進めています。

教育・スポーツ・文化分野における 国際交流・協力

■ 外国人材の受入れ・共生のための施策の推進

政府は、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景として、「外国人材の受

¹ Sustainable Development Goals

^{*2} Education for Sustainable Development

^{*3} 東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されました。

入れ・共生のための総合的対応策」を策定・改訂し、日本人と外国人の共生社会の実現に向 けて必要な取組を推進しています。文部科学省としても、近年、日本語指導が必要な児童生 徒や国内の日本語学習者が増加傾向にあることを踏まえ、以下の取組を柱に、新型コロナウ イルス感染症等の影響も踏まえつつ、引き続き外国人材の受入れ・共生のための環境整備を 推進しています。

まず、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語 教育環境を強化するための総合的な体制整備や、日本語学習サイト「つながるひろがる に ほんごでのくらし」(通称:つなひろ)の14言語(令和4年3月現在)での運用等を行って います。

また、外国人児童生徒の就学機会を適切に確保するため、就学促進や就学実態の把握に係 る取組を推進するとともに、地方公共団体が行う日本語指導等をはじめとする外国人児童生 徒等の指導体制整備への支援を引き続き行います。さらに、義務教育段階に加えて、高等学 校段階においても「特別の教育課程」を編成した日本語指導を制度化し、令和5年度からの 導入に向けて日本語指導体制の充実を図っていきます。

加えて、出入国在留管理庁と共同で策定した「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対 応方針」(令和元年6月)に基づき、在籍管理の適正化を引き続き図っています。

さらに、ウクライナからの避難民の日本への受入れに当たっては、関係省庁や地方自治体 等と連携協力しつつ、避難民に対し、日本語教育や子供の教育機会の確保に向けたきめ細や かな支援に取り組んでいます。

2 留学生交流の促進

(1) 外国人留学生受入れの現状と施策

①外国人留学生受入れの現状

グローバル化が加速する国際社会の中で、我が国の大学等の国際化の推進や世界で活躍す る人材の育成を図るため、平成20年7月に留学生受入れの拡大のための方策をまとめた「留 学生30万人計画」の骨子が策定されました。これに基づき、留学の動機付けから大学等や 社会での受入れ、就職等卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に関係省庁等で連携して留 学生の受入れを推進し、令和元年には我が国の大学等で学ぶ留学生の数は31万人を超えま したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年5月時点では約24万人まで大幅に 減少しています。(図表 2-10-1、図表 2-10-2)

令和3年度も新型コロナウイルス感染症による影響が継続していましたが、オンラインの 有効活用等含め、引き続き留学生交流の推進に取り組んできました。4年3月には、水際対 策の緩和により、外国人留学生の新規入国が本格的に再開されたことに加え、留学生の受入 れを優先的かつ着実に実施するため、ビジネス客等が比較的少ない平日を中心に、航空会社 の協力を得て、空席を活用して留学生が円滑に航空便に搭乗・入国できるよう「留学生円滑 入国スキーム | を導入し、入国を進めました。



②外国人留学生受入れの今後の施策

令和3年3月に行った「留学生30万人計画」の検証結果を踏まえ、今後の留学生施策と して、受入数を重視するこれまでの視点から、日本において質の高い教育を受けた優秀な外 国人留学生の日本社会への定着度の向上、外国人留学生や諸外国とのネットワーク強化等、 受入れの質の向上を図る視点に転換し、引き続き関係省庁と連携・協力しながら進めていく こととしています。

我が国はグローバル社会の一員として、質の高い外国人留学生の受入れと合わせ、日本人 学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入の両面で質の高い国際流動性を高めてい きます。

③留学情報提供体制の整備

留学生の受入れを促進するため、日本 学生支援機構は、海外において日本の大 学等の参加を得て「日本留学フェア」を 実施し、現地の学生や進学指導担当者等 に対して日本への留学に関する情報の提 供を行っています。令和3年度は新型コ ロナウイルス感染症の影響を受け、オン ラインで実施しました。また、関係機関 との連携により日本留学希望者向けの日 本留学情報サイトを構築し、情報提供を 充実させています。

④日本留学のプラットフォームの構築

優秀な外国人留学生の国内就職促進に 向けて我が国企業のニーズに応じた外国 人留学生の受入れを促進するため、大学

図表 2-10-2

出身国・地域別外国人留学生数 (上位10か国・地域)(令和3年 5月1日現在)

国・地域名	留学生数	(育	前年数)	対前年比
中 国	114,255	(121,845)	△7,590
ベトナム	49,469	(62,233)	△12,764
ネ パ ー ル	18,825	(24,002)	△5,177
韓国	14,247	(15,785)	△1,538
インドネシア	5,792	(6,199)	△407
台湾	4,887	(7,088)	△2,201
スリランカ	3,762	(5,238)	△1,476
ミャンマー	3,496	(4,211)	△715
バングラデシュ	3,095	(3,098)	△3
モ ン ゴ ル	2,619	(3,075)	△456
そ の 他	21,997	(26,823)	△4,826
合 計	242,444	(279,597)	△37,153

(出典) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的 に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する

日本本部を設置することにより、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一 貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図っています。

⑤日本留学試験の実施

我が国の大学への留学希望者の入学選抜については、受験のために渡日する必要があるな ど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続が煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいと指 摘されてきました。このため、文部科学省は、日本学生支援機構と協力して、海外でも広く 実施され、渡日前に入学許可を得ることができる、留学希望者が利用しやすい試験として 「日本留学試験」を実施しています。

本試験は年2回(6月と11月)、国内では17都道府県で、海外ではアジア地域を中心に17 都市で実施しています。令和3年度の受験者数は、国内2万2,123人、海外8,035人の計3万 158人でした。また、本試験を留学生の入学選抜に利用した大学等は900校、そのうち、本 試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学等は191校となっています。

⑥留学生に対する支援処置

(ア) 国費外国人留学生等の受入れ

国費外国人留学生制度は、文部省(当時)により、諸外国の次代を担う優れた若者を我が 国の高等教育機関に招へいし教育・研究を行わせる制度として昭和29年に創設されました。 現在、研究留学生(大学院レベル)や学部留学生など7種類のプログラムを実施していま す。これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、 令和3年度は8.197人の国費外国人留学生を受け入れています(令和3年5月1日現在)。

(イ) その他の留学生への援助

日本学生支援機構は、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、我が国の大 学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学 するための準備教育を実施する教育施設及び法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関 に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困 難である者に対して奨学金を給付しています。

(ウ) 留学生の就職支援

文部科学省は、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルであ る「ビジネス日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環 境を創設する取組を支援する委託事業「留学生就職促進プログラム」を平成29年度に12機 関、令和2年度に3機関を追加採択して実施しています。また、当該委託事業により蓄積さ れた成果等を取り入れた「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を3年度より開始して います。このほか、日本学生支援機構は、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活 動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリ ア教育・就職ガイダンス」を実施しています。

⑦留学生のための教育プログラムの充実

我が国への留学形態が多様化する中、各大学は、留学生の需要に応じた魅力ある教育プロ グラムの充実に取り組んでいます。このような大学の取組を推進するため、文部科学省で は、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」を選定し、国際的に魅力ある留 学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムにより受け入れる留学生の一部 を国費外国人留学生として優先的に採用しています。

⑧地域における留学生支援

留学生と地域住民との交流、留学生に対する奨学金や宿舎の提供等を積極的に推進するた め、各都道府県では、大学、地方公共団体、経済団体、民間団体等によって構成される地域 留学生交流推進会議が開催されています。

9帰国留学生に対する援助

帰国留学生が日本での学修成果を更に高め、母国において活躍できるように、日本学生支援機構は「短期研究のための帰国留学生招へい事業」の実施や研究支援のための指導教員の派遣等の援助を行っています。また令和3年7月より新たにSNSを活用した「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network(Facebook)」により、帰国留学生等に対し必要な情報を提供しています。

(2) 日本人学生等の海外留学の現状と施策

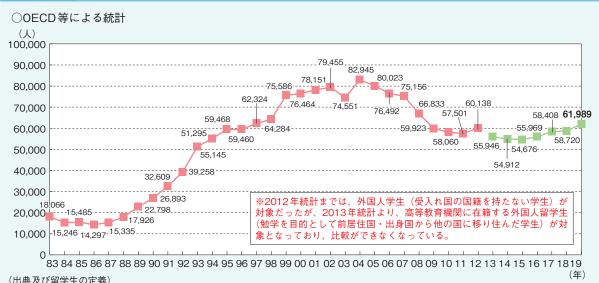
①海外留学の現状

社会や経済のグローバル化が進む中、世界で活躍することができる人材の育成が急務となっています。第3期教育振興基本計画では海外留学する日本人学生等を令和4年までに6万人から12万人へ倍増させることを目標にしており、文部科学省は日本人学生等の海外留学を促進しています。

OECD、ユネスコ、米国国際教育研究所(IIE)等の統計による日本人の海外留学者数(原則として交換留学等の短期留学は含まない)を集計したところ、令和元年に海外に留学した日本人学生等は6万1,989人でした。一方、日本学生支援機構の調べによると、大学等が把握している日本人学生の海外留学状況については、近年短期の留学を中心に留学生数が増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく数を減らし、前年度比10万5,859人減の1,487人でした(図表2-10-3、図表2-10-4、図表2-10-5)。

令和3年の6月には留学先で新型コロナワクチン接種が必要とされている海外留学予定者に対して、大学拠点接種の中で接種を受けられるよう「留学予定者ワクチン接種支援事業」を実施し、海外留学を予定する学生を支援し、約2,000人の留学予定者のワクチン接種を行いました。また、学生の身の安全の確保の観点から、外務省が発出する感染症危険情報レベルが2以上である国・地域への渡航に対する支援はこれまで見合わせてきたところですが、学修への影響や感染症への対応策の蓄積等が進捗していたことを踏まえ、感染症危険情報レベル2以上の場合でも、令和2年度及び3年度において段階的に日本学生支援機構の日本人留学生への奨学金の支給を再開しています。

図表 2-10-3 日本人の海外留学の状況



(注) OECD 加盟国については、OECD が公表している「図表でみる教育(Education at a Glance)」、その他の国・地域については、ユネスコ統計局による統計やInstitute of International Education(IIE)「Open Doors」等、各国等が発表している数値を基にしており、調査時点や調査対象は、国・地域によって異なります。

また、受入れ国の特定の日または特定の期間の在学者情報から収集したものであり、留学期間が1年に満たない学生や在学を必要としない交換留学プログラムに参加する学生も多いことから、実際の留学生数は報告される人数よりも多い可能性があります。

②海外留学に関する施策

文部科学省は、日本人学生等の海外留 学支援として、国費による海外派遣制度 を設けています。平成21年度からは、日 本人の学生などを最先端の教育研究活動 を行っている海外の大学院に派遣し学位 を取得させることにより、我が国のグロー バル化や国際競争力の強化を促進する「海 外留学支援制度(大学院学位取得型) | を 開始しており、また29年度から海外の学 部に派遣する「海外留学支援制度(学部 学位取得型)」を実施しています。

また、大学間交流の活性化や大学の国 際化等に資する短期留学を推進するため に、日本学生支援機構の奨学金制度とし て、平成21年度から「海外留学支援制度

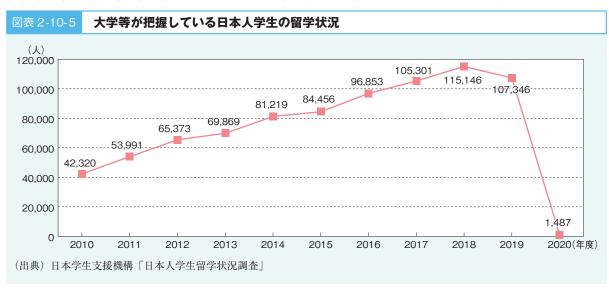
日本人留学生数(上位10か国・ 図表 2-10-4 地域)(令和元年)

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
アメリカ合衆国	17,554 (18,105)	△551
中 国	15,913 (14,230)	1,683
台湾	11,064 (9,196)	1,868
オーストラリア	2,874 (2,429)	204
イギリス	2,684 (2,670)	255
ドイッ	1,930 (1,916)	14
カナダ	1,698 (1,783)	△85
韓国	1,661 (1,558)	103
ブ ラ ジ ル	1,372 (1,273)	99
フ ラ ン ス	1,161 (1,195)	△34
そ の 他	4,078 (4,365)	△287
合 計	61,989 (58,720)	3,269

(出典) OECD「Education at a Glance」及びユネスコ統

(協定受入型) | 及び「海外留学支援制度(協定派遣型) | を設けています。この奨学金によ り、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生や 諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援しています。

さらに、文部科学省は、外国政府等の奨学金により留学する日本人学生の募集・選考に協 力しています。海外留学の大半を占める私費留学については、日本学生支援機構が実施する 「海外留学フェア」等の機会を通じて、留学情報の収集・提供を行っています。



③官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム |

平成26年度から、官民が協力した新たな仕組みとして、民間の協力を得た海外留学支援 制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」を開始し、海外留学に係る経済的負担 の軽減を図るなど、社会全体で若者の海外留学を促進してきました。

「日本代表プログラム」では、平成26年度の第1期派遣留学生から令和3年度の第14期派 遺留学生までに6.074人(うち、地域人材コース582人)を採用しました。

また、平成27年度からは高校生を対象とした高校生コースと、地域の活性化に貢献し、 地域に定着するグローバル人材の育成を目的とした地域人材コースを開始しました。高校生 コースでは27年度の第1期派遣留学生303人に引き続き、令和3年度の第7期派遣留学生と

して704人を採用しました。

当初、本プログラムの支援は令和2年度までとしていましたが、新型コロナウイルス感染 症拡大の影響を受け、採用されたものの渡航ができていない学生・生徒が多く残っているこ とから、4年度まで支援を延長することとしています。

(3) 高校生交流の現状と施策*4

图 教員・青少年などの国際交流

(1) 教員等の国際交流

文部科学省は、毎年、中国・韓国・インド・タイとの教職員交流事業を実施しています。 令和3年度は、オンライン交流を活用して計169名の教職員が参加し、教育制度や教育事 情、生活、文化等について、幅広い相互理解と友好親善を深めました。

日本とアメリカとの間では、「日米教育交流計画」(フルブライト計画*5)によって日米の 研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われています。

(2) 青少年の国際交流

グローバル化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文 化や歴史に立脚する人々と共生していくことが必要です。このため、文部科学省は、次代を 担う青少年等の海外派遣及び日本受入れを行う「青少年国際交流推進事業」や文化の異なる 複数の海外の青少年と英語による共同生活を体験する「地域における青少年の国際交流推進 事業」などを実施しています。

また、国立青少年教育振興機構は、青少年を対象とした独自の国際交流事業を実施してい ます*6。

4 スポーツ・文化を通じた国際交流・協力の推進

(1)スポーツを通じた国際交流・協力の推進

スポーツを通じた国際交流・協力は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献する など、我が国の国際的地位の向上を図る上でも極めて重要です。このため、スポーツ庁で は、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話を行うとともに、国際競技大 会の招致・開催に対する支援、各国とのスポーツ交流、スポーツ産業の国際展開の推進等を 行っています*⁷。

(2) 文化を通じた国際交流・協力の推進

文化庁は、伝統文化から現代のメディア芸術まで、我が国の多彩な文化を積極的に海外に 発信しています。また、文化芸術や文化財等の各分野における国際文化交流・協力を推進す ることにより、我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向 上や諸外国との相互理解の促進に努めています。

例えば、文化庁では、芸術家・文化人などを諸外国に派遣する「文化交流使」事業や芸術 家、文化人、専門家の派遣・招へい等の各種の人物交流事業を実施しています。令和3年度 は世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、オンラインによる交流活動を行いまし

^{*4} 参照:第2部第4章第4節3

^{*5} 昭和26年に発足した日米間の交流計画で、日米両国の政府が経費を分担して運営し、日米教育委員会が実施している。

^{*6} 参照:第2部第3章第4節 🛛 (1)②

^{*7} 参照:第2部第8章第9節

た。また、日本映画の海外映画祭への出品に対する支援等、文化芸術に係る国際的な催しの 開催・参加を支援しているほか、日本における国際文化交流の祭典の実施を推進していきま す。さらに、人類共通の遺産である世界の文化遺産を保護するため、文化遺産保護国際貢献 事業等の国際協力事業を推進しています*8。

더 国際機関等の国際的枠組みにおける取組

(1) G20等

G20の枠組みにおいて、議長国イタリアの呼びかけにより、令和3年6月にG20教育大臣 会合がオンラインで開催されました。教育大臣会合では、ブレンド型(ハイブリッド型)教 育の活用などポストコロナを見据えた教育について各国の知見を共有し、好事例や経験の共 有などG20諸国が教育分野で連携していくことを確認し、各国の状況や取組についてそれぞ れ発表されました。日本からは、ESDの意義と国際的な連携・協働への呼びかけ、対面教 育の重要性を踏まえつつ学校におけるICTの活用に係る我が国の取組、我が国の幼児教育 の無償化や修学支援新制度、人的交流の順次再開に向け、日本人留学生向けのワクチン接種 証明書の発行についての紹介などの取組について紹介しました。また、8月にはG20研究担 当大臣会合がイタリア・トリエステにて開催(ハイブリッド会議)され、コロナ禍により加 速した高等教育や研究の分野におけるデジタルトランスフォーメーションへの対応について 議論を行いました。日本からは、①研究施設のリモート化・スマート化や、スパコン「富 岳」をはじめとした次世代情報インフラの整備など、研究のデジタルトランスフォーメー ションに向けた取組、②大学における遠隔教育のための環境整備や、面接授業とオンライン 教育を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育等の推進、③世界と伍する研究大学の実現 に向けた10兆円規模の大学ファンドの創設などについて紹介し、各国と知見を共有しまし た。

(2)経済協力開発機構(OECD)

我が国をはじめ38か国が加盟するOECDでは、様々な分野における政策調整・協力、意 見交換や調査研究などを行っています。教育分野では、各国における教育改革推進や施策の 充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析が行われており、我が国は 「生徒の学習到達度調査」(PISA)、「国際成人力調査」(PIAAC)、「国際教員指導環境調査」 (TALIS) などの事業に参加しています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030 事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共 同研究等を通じて積極的に参画しています。さらに、令和4年2月に、「教育現場を変革す るデジタルの力」をテーマに第21回OECD/Japanセミナーを共催し、教育のデジタル化に 関するOECD加盟国及び我が国の取組に関する事例発表と意見交換を行いました。

(3)東南アジア諸国連合(ASEAN)

東南アジア10か国から成る共同体である東南アジア諸国連合(ASEAN)に対して、文部 科学省は教育、文化、スポーツの分野で日 ASEAN 及び ASEAN+3(日本・中国・韓国) 等の枠組みを通じた協力関係の強化に努めています*9。例えば、域内の人材育成・交流の促 進、知見の共有を図るため、ASEAN+3教育大臣会合が隔年で開催されています。

^{*8} 参照:第2部第9章第3節 4 (5)

^{*9} 参照:第2部第5章第4節2

(4)アジア・太平洋経済協力(APEC)

アジア・太平洋経済協力(APEC)は、アジア太平洋地域の21か国・地域(エコノミー) が参加する経済協力の枠組みです。教育分野における取組の一つとして、我が国はタイ及び マレーシアとの共同事業であるデジタル社会における情報教育のカリキュラムに関する調査 研究を行い、APEC域内への普及を図ってきました。

また、APECでは、我が国を含む各エコノミーにおける新型コロナウイルス感染症による 教育への影響を調査するとともに、将来への提言をまとめた報告書(「Education Response to COVID-19 in the Asia-Pacific Region: Challenges and Solutions」)を令和3年11月に刊 行し、同域内における知見の共有を図りました。

(5) 国際連合大学(国連大学)

国連大学は、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、文部科学省は、国連大学本部施 設の提供を行っています。本部施設には「国連大学サステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)」が並置されており、気候変動、生物多様性、貧困削減等の国連における重要課題に 係る広範な地球規模課題の解決に向けた研究活動を行っています。文部科学省は、UNU-IAS大学院プログラムの運営を財政支援するとともに、UNU-IASが中核となり、日本の大 学のSDGsの取組強化等を図るために連携・対話する「SDG大学連携プラットフォーム (SDG-UP)」の活動を財政支援しています。令和3年3月にSDG-UPが取りまとめた「持続 可能な社会に向けた大学変容のための提言」を踏まえ、令和3年度は、UNU-IASと日本の 31大学が協働して、SDGs達成に向けて大学がなすべきことを議論するとともに「日本らし いSDGsのありかた | 等を国内外に発信をしました。

(6)世界知的所有権機関(WIPO)

世界知的所有権機関(WIPO*10)は、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として 1970 (昭和45) 年に設立された国連の専門機関です。WIPOは、国際条約の作成・管理を行 うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収 集・提供などを行っています。

日本は、WIPOにおける新条約策定の議論等に積極的に参画しているほか、WIPOに対し て毎年信託基金を拠出し、アジア・太平洋地域の各国の著作権制度の整備や普及・啓発を促 進しています。令和3年度は、アジア・太平洋地域の著作権担当職員等を対象とし、著作権 管理団体の育成に係るオンラインセミナー等を実施しました。

[6] 国際教育協力・国際協働の推進

(1) 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫の専門 的・実践的な技術者教育を特徴とする高等専門学校制度など、我が国の教育制度に対し、諸 外国から関心が寄せられています。

こうした状況を踏まえ文部科学省では、外務省や経済産業省、国際協力機構(IICA)、日 本貿易振興機構(JETRO)、民間教育産業等との連携・協力の下、日本型教育の海外展開 (EDU-Portニッポン)を推進する事業を平成28年度から実施しています。令和3年度は、 「EDU-Portニッポン応援プロジェクト」として、日本型教育の海外展開を実際に遂行する 事業を9件採択しました。また、「公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究」として、

学校保健やICTを活用した教育等に焦点を当てた事業を5件採択しました。

令和4年度は、民間機関等による日本型教育の海外展開を引き続き推進するとともに、 With/Post コロナにおけるアフリカ諸国のニーズ把握・海外展開の方策等に関する調査研究 を実施します。

(2) 東南アジア教育大臣機構(SEAMEO) との連携強化

文部科学省では、ASEAN諸国及び東ティモールの11か国等から成る東南アジア教育大 臣機構(SEAMEO)に対して、同機構が設置するセンターが実施する職員研修等に講師と して専門家を派遣するなどの連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター (SEAMEO-RIHED) が実施する 学生交流プログラム(AIMS:ASEAN International Mobility of Students Programme)を 通じて日本の11大学と東南アジアの延べ68大学が協力する7つのプログラムが、平成25年 度から平成29年度に実施された文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」によって支援 され、現在も各大学において取組が継続されています。

さらに、SEAMEO加盟国内における持続可能な開発のための教育(ESD)を促進するた め、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を表彰する 「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。平成24年度から令和3年度までに、東 南アジアの10か国、累計で1080校の応募がありました。

(3) 現職教員による日本の教育経験を生かした協力の促進

現職教員の国際協力への参加促進を目的として平成13年度に創設されたIICA海外協力隊 「現職教員特別参加制度」は、令和3年度に創設20周年を迎え、創設以来、1,500名を超え る現職教員が世界各地の開発途上国等で活躍してきました。

実践的な能力や経験を身に付けた日本の現職教員は、国際教育協力の貴重な人材です。ま た、途上国での活動により、教員の問題対処能力や指導力などの一層の向上や、帰国後、自 身の貴重な経験を日本の教育現場に還元することなども期待されます。

(4) 新時代の教育のための国際協働

平成28年5月開催のG7倉敷教育大臣会合で合意された「倉敷宣言」では、G7各国間で の教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されました。これを踏まえ、文 部科学省では、平成29年度から「新時代の教育のための国際協働プログラム | を実施して

本プログラムでは、初等中等教育段階の教員交流や現場体験に基づく国際比較研究等の実 施により、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における各国間の関係強化を図 るとともに、多様化する教育課題に対する教育実践の改善に取り組んでいます。

科学技術外交の推進

■ 科学技術外交の意義

科学技術・イノベーションの戦略的価値が高まる中、気候変動や新型コロナウイルス感染 症などグローバルアジェンダの顕在化、力による一方的な現状変更の試みなど、近年、国際 社会の状況が著しく変化しています。こうした中、我が国の研究力については、諸外国と比 較して相対的に地位が低下傾向にあるとの指摘もなされており、我が国の国際競争力の維 持・強化に資するため、また、国際頭脳循環を通じ我が国が世界の研究ネットワークの主要 な一角に位置づけられ、国際社会における存在感を発揮するため、戦略的な科学技術外交の 展開が求められています。

先進国との科学技術協力においては、我が国の科学技術水準の向上に資する国際共同研究 等の推進によって、我が国の持続的な成長・発展を促すことが期待されています。また、新 興国及び途上国との協力においては、各国で顕在化している地球規模課題の解決や相手国の 人材育成、相手国・我が国の科学技術の発展による緊密な科学技術コミュニティの構築が期 待されています。

2 科学技術外交を推進するための重層的な国の取組

(1)分野や相手国に応じた多様で重層的な科学技術協力

我が国は、現在、世界47か国・機関と科学技術協力協定等を結んでいます。これらの国・ 機関とは、合同委員会の開催等を通じて互いの協力を深めています。文部科学省では、先進 国から途上国までの多層的な国際ネットワークを発展させていくため、相手国・機関の特性 や分野の特性に応じて多様で重層的な協力を推進しています。

①二国間・多国間の科学技術・学術協力

我が国の研究力向上等のために研究開発における国際ネットワークを強化するため、大学 等における国際共同研究を強力に支援することが求められています。我が国では、二国間及 び多国間の科学技術・学術協力を進めています。

(ア) 二国間の科学技術・学術協力

科学技術振興機構(JST)及び日本医療研究開発機構(AMED)では、国が戦略的に諸外 国との間で協力する研究分野を設定し、それに基づきイコールパートナーシップ(対等な協 力関係)の下で国際共同研究を支援する「戦略的国際共同研究プログラム (SICORP)」を 実施しています。令和3年度には、JSTではドイツと水素技術分野、アメリカとデジタルサ イエンス分野及びレジリエンス分野で、AMEDでは北欧と健康長寿分野などでの研究協力 を新たに開始しました。またISTでは、SICORPの「国際共同研究拠点」事業を行っており、 ASEAN とは環境・エネルギー、生物資源・生物多様性、防災分野で、インドとはICT 分野 で、さらに中国とは環境・エネルギー分野で、我が国の「顔の見える」研究協力を進めてい ます。日本学術振興会(JSPS)では、研究者の自由な発想に基づく共同研究・セミナー及 び研究者交流を支援する「二国間交流事業」を実施し、二国間の学術協力を推進していま す。

(イ) 多国間の科学技術・学術協力

日本学術振興会(ISPS)では、各国学術振興機関と連携して二国間・多国間の研究者に よる共同研究を支援する「国際共同研究事業」を実施しています。また、世界的水準の国際 研究交流拠点や、アジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点 を構築するため、我が国と世界各国の研究機関との協力関係に基づく共同研究・セミナー等 の活動を支援する「研究拠点形成事業」を実施し、多国間における学術協力を推進していま す。さらに、科学技術振興機構(JST)は、EIG CONCERT-Japan * '' にて水素技術分野、欧 州委員会研究イノベーション総局と共同で再生可能エネルギー分野での研究協力を新たに開 始しました。他にも、ヴィシェグラード4か国(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバ

^{**!} EIG-CONCERT-Japan: 平成27年度から開始したJSTと欧州の複数の機関による共同公募等を通じた国際協力。FP7 (FP7: Framework Programme7。平成19年から平成25年の7年間で、総額500億ユーロを超える研究・イノベーション投資を実施)終了後、日本及び日本との協力に関心を持つ欧州諸国の研究支援機関が、共同公募等を実施するフレームワーク。 EIG: European Interest Groupの略。

キア)と共同で、「先端材料」分野での研究協力を新たに開始しました。

- (ウ) 国際的な枠組みにおける多国間の科学技術協力
 - (i)経済協力開発機構(OECD)

OECDでは、閣僚理事会、科学技術政策委員会(CSTP)、デジタル経済政策委員会 (CDEP)、産業・イノベーション・起業委員会 (CIIE)、農業委員会 (AGR)、環境政策委 員会(EPOC)、原子力機関(NEA)、国際エネルギー機関(IEA)等を通じて、加盟国間の 意見・経験等及び情報の交換、人材の交流、統計資料等の作成をはじめとした科学技術に関 する活動が行われています。

(ii) ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム(HFSP)における協力

HFSPは、昭和62年6月のベネチア・サミットにおいて我が国が提唱した国際的な研究 助成プログラムで、生体の持つ複雑な機能の解明のための基礎的な国際協同研究などを推進 することを目的としています。日本・アメリカ・EU・韓国等の計15か国・極で運営されて おり、我が国は本プログラム創設以来、積極的な支援を行っています。本プログラムでは、 国際協同研究チームへの研究費助成、若手研究者が国外で研究を行うための旅費・滞在費等 の助成及び受賞者会合の開催等が実施されています。令和3年度までに本プログラムの研究 費助成を受けた者の中から、本庶 佑 氏(平成30年ノーベル生理学・医学賞受賞)を含む28 人のノーベル賞受賞者が輩出されるなど、本プログラムは国内外において高く評価されてい ます。

②アジア諸国との協力

近年著しい成長を続けるアジア諸国との協力関係を強化するため、以下に挙げる国際的枠 組みを通じて協力を進めています。

(ア) e-ASIA共同研究プログラム

文部科学省では、科学技術振興機構(IST)及び日本医療研究開発機構(AMED)を通 じ、アジア地域の研究開発力を強化するとともに、共通課題の解決を目指して3か国以上の 多国間共同研究を行う「e-ASIA共同研究プログラム」を実施しています。同プログラムで は、「材料(ナノテクノロジー)」、「農業(食料)」、「代替エネルギー」、「ヘルスリサーチ (感染症、がん)」、「防災」、「環境(気候変動、海洋科学)」、「イノベーションに向けた先端 融合」の7分野を対象にしています。

(イ)東南アジア諸国連合(ASEAN)との協力

我が国とASEAN科学技術イノベーション委員会(COSTI)の協力枠組みとして、日・ ASEAN科学技術協力委員会(AJCCST)が毎年開催されており、我が国では文部科学省を 中心として対応しています。平成30年10月の第9回日・ASEAN科学技術協力委員会 (AJCCST-9)で合意された「日 ASEAN STI for SDGs ブリッジングイニシアティブ」の 下、日ASEAN共同研究成果の社会実装を強化するための協力を継続しています。

(ウ)アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)及び「センチネルアジア」プロジェクト 文部科学省は、宇宙航空研究開発機構(IAXA)とともに、アジア・太平洋地域での宇宙 活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、1993(平成5)年から毎年 1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議 (APRSAF)を主催しています。2021(令和 3)年は、ベトナム科学技術院との共催により オンライン形式でAPRSAF-27が開催され、48か国・地域から843名が参加しました。当該 イベントでは、非宇宙分野を含む産業界や世代を超えた多くの参加者により宇宙産業の拡大 や持続可能な宇宙活動の推進について議論されるとともに、APRSAF-26で採択された名古 屋ビジョンの実現に向けたAPRSAFにおける各活動の進捗について確認されました。また、 2005 (平成17) 年に開催した、第12回 APRSAFにおいて、宇宙技術 (人工衛星による広域 の画像取得)を活用したアジア・太平洋地域の自然災害管理への貢献を目的とし「センチネ ルアジア」プロジェクト(https://sentinel-asia.org/)が立ち上がり、同地域の自然災害に よる被害の軽減を目指した災害関連情報の共有などを行っています。現在は、宇宙機関だけ でなく、防災関係機関と連携した活動とすることで、防災あるいは行政活動に必要な観測情 報を防災関係機関へ直接届ける仕組みになっています。最近の具体的な事例としては、2022 (令和 4)年 1 月のトンガ王国のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山噴火及び津波被害に ついて、アジア防災センターからの緊急観測要請を受け、IAXA、インド宇宙機関、台湾国 家実験研究院及びタイ地理情報・宇宙技術開発機関が地球観測データを提供しました。同年 5月現在で、同プロジェクトには28か国・地域の94機関及び17国際組織が加盟しています。 (エ) アジア原子力協力フォーラム(FNCA)

内閣府が主導しているFNCAでは原子力研究開発利用を担当する各国の大臣級代表が集 まり、FNCAの協力方策や各国の原子力政策について討議を行っています。それらの討議 を踏まえ、文部科学省では、アジア諸国との原子力分野の協力を効果的に推進するため、日 本の主導の下、放射線利用・研究炉利用等の分野における研究開発・基盤整備等の協力を実 施しています。

③アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力

我が国は、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」を通じて、ア ジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力を進めています。これらの国々 のニーズを踏まえ、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野における地球規模課題 の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進しています。具体的には、文部科学 省・科学技術振興機構(JST)及び日本医療研究開発機構(AMED)と外務省・国際協力機 構(JICA)が連携して、我が国の先進的な科学技術とODAを組み合わせる形で本プログラ ムを実施しています。平成20年度から令和3年度までに、環境・エネルギー、生物資源、 防災、感染症分野において、53か国にて168件(地域別ではアジア91件、アフリカ42件等) を採択しています。なお、平成27年5月に東京で開催されたグローバル・リサーチ・カウ ンシル (GRC) において、安倍晋三内閣総理大臣 (当時) がアフリカでの「顧みられない 熱帯病(NTDs)」に焦点を当てた国際共同研究を新たに開始することを表明したことを踏 まえ、AMEDは「アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同 研究プログラム」を創設し、国際共同研究を実施しています。

令和元年 8 月には、第7 回アフリカ開発会議($TICAD7^{*12}$)の公式サイドイベントとして 実施した「STI for SDGs(持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション)に ついての日本アフリカ大臣対話」の開催を契機とし、JSTは、日本と南アフリカを核として 3か国以上の日・アフリカ多国間共同研究を行うプログラム「AJ-CORE(Africa-Japan Collaborative Research) | を創設し、これまでに8課題が採択されています。

^{*12} TICAD7:アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development)。日本政府が主導し、国連、 国連開発計画(UNDP)、アフリカ連合委員会(AUC)及び世界銀行と共同で開催している首脳級の会議で、1993年に東京で 開催して以来、7回目の開催。



エルサルバドルでの調査・岩石試料採取作業の様子 **SATREPS** 「熱発光地熱探査法による地熱探査と地熱貯留層の統合評価システム」 (写真提供:東北大学)



コートジボワールにおける教育訓練・フィールド活動の様子 アフリカにおける顧みられない熱帯病 (NTDs) 対策のための 国際共同研究プログラム 「西アフリカにおけるブルーリ潰瘍とその他の 皮膚NTDs対策のための統合的介入」 (写真提供:帝京大学)

④大規模な国際協力プロジェクトへの参画

技術の発展、研究の大規模化に伴い、先端分野での大規模な国際プロジェクトが増えてお り、我が国としても各国と協力し、積極的に取り組んでいます。

(ア) ITER 計画等

ITER計画は、核融合エネルギーの実現に向け、世界7極35か国の国際協力により実施さ れています。近い時期での運転開始を目指し、フランス・サン=ポール=レ=デュランス市 カダラッシュにおいて核融合実験炉ITERの建設作業が本格化しており、2021(令和3)年 12月末現在、約76%進捗しています。また、原型炉に向けた先進的研究開発及びITER計画 を補完・支援する幅広いアプローチ(BA)活動*13を日欧協力により我が国で実施していま す。核融合実験装置 IT-60SA の初プラズマに向けて引き続き研究開発を推進するとともに、 装置整備を本格化させています。

(イ) 国際宇宙ステーション (ISS) 計画

ISS計画は、日本・アメリカ・欧州・カナダ・ロシアの5極(15か国)共同の国際協力プ ロジェクトです。我が国は、2008(平成20)年から運用が開始された日本実験棟「きぼう」 及び宇宙ステーション補給機「こうのとり」の開発・運用等を通じて本計画に参画していま す。「こうのとり」は、2009(平成21)年の初号機から2020(令和2)年の9号機までの全 てにおいてミッションを成功させており、最大約6トンという世界最大級の補給能力や、一 度に複数の大型実験装置の搭載など「こうのとり」のみが備える機能などによりISSの利

用・運用を支えてきました*14。現在は、「こ うのとり」で培った経験を生かし、開発・運 用コストを削減しつつ、輸送能力の向上を目 指し、後継機である新型宇宙ステーション補 給機「HTV-X」の開発を進めています。

2021 (令和3) 年度は、初めての超小型衛 星となるモーリシャスを含む4か国の超小型 衛星を「きぼう」から放出しました。また、 アジア・太平洋地域の学生を対象とした「き ぼう」船内ロボットを使用する第2回「きぼ う」ロボットプログラミング競技会を開催し、11か国・地域から286チーム905人の学生が



物資補給に向かう新型宇宙ステーション補給機「HTV-X」(右)の (提供:宇宙航空研究開発機構 (JAXA))

*13 参照:第2部第7章第3節 1 (1) *14 参照:第2部第7章第3節4 (2)

参加しました。このような取組を通じて、アジア地域等の人材育成などに貢献しています。 (ウ) 国際宇宙探査

我が国は、2019(令和元)年10月に国際宇宙探査計画(アルテミス計画)への参画を決 定しました。上記決定を踏まえ、2020(令和2)年7月には、文部科学省と米国航空宇宙局 (NASA) との間で、月探査協力に関する共同宣言に署名しました。その後、同年12月には、 日本政府とNASAとの間で、ゲートウェイのための協力に関する了解覚書への署名が行わ れ、我が国がゲートウェイへの機器等を提供することや、NASAが日本人宇宙飛行士のゲー トウェイへの搭乗機会を複数回提供することなど、共同宣言において確認された協力内容を 実施可能とする法的枠組みが設けられました。また、月面においても、2022(令和4)年度 に打上げを予定している小型月着陸実証機(SLIM)や、インド宇宙機関との間で検討を進 めている月極域探査計画によって得られる月面の各種データや技術の共有、月面与圧ローバ の開発等で、我が国は、アルテミス計画を推進していきます。

(エ) 国際深海科学掘削計画 (IODP)

国際深海科学掘削計画 (IODP) は、地球 環境変動、地殻内部構造、地殻内生命圏等の 解明を目的とした、日米欧主導の多国間国際 共同プログラムで、平成15年から25年まで 実施された統合国際深海掘削計画(前 IODP) を引き継いで、25年10月から実施さ れています。我が国が提供し、科学掘削船と しては世界最高レベルの性能を有する地球深 部探査船「ちきゅう」及びアメリカが提供す る掘削船を主力掘削船とし、欧州が提供する



地球深部探査船「ちきゅう」

特定任務掘削船を加えた複数の掘削船を用いて世界各地の深海底の掘削を実施しています。 (オ) 大型ハドロン*15 衝突型加速器 (LHC*16) 計画

現在、LHC計画においては、LHCの高輝 度化 (HL-LHC*17計画) が進められていま す。

(カ) 国際科学技術センター (ISTC)

ISTCは、旧ソビエト連邦諸国における大 量破壊兵器開発に従事していた研究者に対し て平和目的の研究開発プロジェクトを支援す ることを目的として、平成6年3月に日本・ アメリカ・EU・ロシアの4か国(極)に よって設立された国際機関です。*18



大型ハドロン衝突型加速器(LHC)の一部

これまでに支援したプロジェクトへの資金支援総額は、約13億9,000万ドル(うち我が国 拠出額は約8.400万ドル)となっています。

(キ) その他

^{*15}ハドロン:物質を構成している最小の単位である粒子の一種、クォークによって構成される複合粒子(陽子や中性子な

^{*&}lt;sup>16</sup> Large Hadron Collider:欧州合同原子核研究機関(CERN)の巨大な円形加速器を用いて、宇宙創成時(ビッグバン直 後)の状態を再現し、未知の粒子の発見や、物質の究極の内部構造の探索を行う実験計画であり、CERN加盟国と日本、米国 等による国際協力の下で進められている。

^{* 17} High Luminosity-Large Hadron Collider

^{*18} 平成27年7月のロシア脱退に伴い、ISTC本部はカザフスタンに置かれ、同年12月には、「ISTCを継続する協定」に我が国のほか、アメリカ、EU及び欧州原子力共同体、ノルウェー、韓国、カザフスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア、 タジキスタンが署名し、平成29年12月に同協定は発効しました。

国際リニアコライダー(ILC*19) 計画については、ヒッグス粒子の性質をより詳細に解明 することを目指した国際プロジェクトであり、国際研究者コミュニティで検討されていま す。

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)事業への参加・協力

国際連合教育科学文化機関(UNESCO:ユネスコ)は、教育・科学*20・文化の分野におけ る国際協力の促進を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関で す(令和4年3月現在、193か国が加盟)。ユネスコは日本が戦後最初に加盟した国連機関 であり、3年に日本はユネスコ加盟70周年を迎えました。

ユネスコは、2030年を達成目標とする持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標のうち、 教育、科学技術、文化等に関する計9つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、 主に教育に関する国際的議論を主導しています。また、3年には今後8か年(2022~2029 年)のユネスコ中期戦略を策定しました。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、 人の心の中に平和のとりでを築かなければならない というユネスコ憲章の精神は、平和を 求める日本にとっての希望であり、我が国は国内外において着実にユネスコ活動を広げてき ました。3年度には、ユネスコ中期戦略の優先グループに掲げられている「ユース」に関連 して、「次世代ユネスコ国内委員会」を組織するなど、ユネスコ活動をより一層推進してい ます。また、令和4年3月4日には、ユネスコ等による声明を受け、「ウクライナ情勢に関 する日本ユネスコ国内委員会会長声明」を発表しました。

■ 教育における取組

(1) 国際的な枠組み

SDGsにおける教育に関する目標(SDG4)については、平成27年11月に、その実現のた めのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等によ るハイレベル会合にて採択されました。これに基づき、SDG4及びSDGsの他の教育に関連 した目標を実現するための組織的な支援を提供することを目的として、28年にSDG-教育 2030ステアリング・コミッティ(運営委員会)がユネスコを事務局として設置され、令和 元年から3年には我が国の代表が共同議長を務めました。3年11月には、国際的な教育協 力のメカニズムを更に強化するための新たな国際教育協力メカニズムであるハイレベル・ス テアリングコミッティが発足しました。

SDG-教育2030の実施に向けて特に重要であるのが、我が国の提案により始まった「持続 可能な開発のための教育(ESD)」の取組です。ESDは、「持続可能な社会の創り手を育む ため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決 に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をも たらすための教育」と定義されており、SDG4の中で持続可能な開発を促進するために必要 な知識及び技能の習得に寄与するものとされていると同時に、その他の全てのSDGs達成へ の鍵であることが、元年12月の国連決議で確認されています。

元年11月の第40回ユネスコ総会及び同年12月の第74回国連総会において、我が国の主導 により、2030年までのESDの新たな国際的実施枠組みである「持続可能な開発のための教

^{* 19} International Linear Collider

^{*20} 科学は自然科学、人文・社会科学を意味し、人文・社会科学にはスポーツも含まれる。

育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」の決議が採択・承認され、2年から開始されまし た。この枠組みは、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(平成27 年~令和元年)の後継として、引き続きGAPの優先行動5分野*21の下、様々なステークホ ルダーで構築される包括的ネットワークの構築や、優先行動5分野のパートナーネットワー クを越えた横断的活動・協力の強化を奨励しています。また、ESD for 2030の採択を受け て、本枠組みの下で取り組まれるべき具体的な行動を示すロードマップが、2年11月にユ ネスコにより公表されました。3年5月にはESDに関するユネスコ世界会議が開催され、 我が国からも萩生田光一文部科学大臣(当時)が出席し、ESD for 2030の開始に当たりユ ネスコ加盟国全体でESDの更なる推進に向けて議論がなされました。

(2) 文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会による取組

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、国内外においてESDの普及・深化に向けた 様々な施策を実施しています。例えば、「ESD for 2030」に基づく各ステークホルダーの取 組を促すため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議(事務局:文部科学 省、環境省)において、ESDの取り組むステークホルダーや有識者との意見交換も行いな がら、令和3年5月に新たなESD国内実施計画が策定されました。

我が国における学校教育の分野では、2年度から順次実施されている小学校、中学校、及 び高等学校の学習指導要領において、これからの学校に求められることとして、前文及び総 則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。また、ユネスコスクール*22 をESDの推進拠点と位置づけ、世界的な学校間ネットワークを生かした交流・協働学習、 好事例の共有、教員の知見共有などの推進を通じて、教育の質の向上に取り組んでおり、カ リキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程に関する多くの優良事例が生まれてい ます。ユネスコスクールの今後の展開の在り方については、ユネスコ国内委員会教育小委員 会で議論されていましたが、量的拡大ではなく多様性を目指すとの今後の方向性、活動活性 化のための国内外とのネットワーク機能強化、審査体制の見直しや質の担保などを内容とし た報告が3年2月に取りまとめられました。また、4年3月には、ユネスコスクールの活動 の更なる活性化を図るため「ユネスコスクールガイドブックーESDの活動を通じて創る未 来一」を改訂しました。

具体的な活動としては、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交 流を行うユネスコスクール全国大会(ESD研究大会)を年1回開催しています。3年度はオ ンラインにて第13回大会を開催し、当日は、全国から300名を超える教職員やユネスコ活動 関係者等の参加があり、アーカイブ配信では約1,000名が視聴しました。これらの取組につ いては、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト及びユネスコスクールウェブサイト等に掲載 するなど幅広く情報発信を行っています。

^{*21} ①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティの 5 分野

^{*22} ユネスコスクール (UNESCO Associated schools network : ASPnet) とは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる 面に位置づけ、児童生徒の「心の中に平和の砦を築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワークである。世界182か国で約 1万1,500校以上、日本国内にはその約1割にあたる1,120校(令和元年11月時点)がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコス クールネットワークに加盟している。

図表 2-10-6

日本のユネスコスクール、及びユネスコスクール・キャンディデートの数及びその分布



元年度からは、「SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業 | を実施し、国内の教育現場 におけるSDGsの実現の担い手を育むためのカリキュラム開発、教員の能力向上、評価手法 の開発等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。また、学校や教育 委員会等においてESDの一層の浸透とその実践が図られるよう、3年5月に「ESD推進の 手引」を改訂しました。このほか、文部科学省と環境省の協力により、持続可能な地域づく りと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」が形成され、 その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を 展開しています。

ユネスコを通じた世界的なESD推進の取組として、日本政府の支援によりユネスコが実 施する「ユネスコ/日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとって より良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施される もので、平成27年から令和元年まで世界中から推薦された案件から毎年3件が選ばれまし た(2年以降は隔年で選出)。3年には新たに3団体が受賞し、ユネスコ総会のサイドイベ ントとして表彰式が開催されました。

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会 (IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission) や政府間水文学計画 (IHP: Intergovernmental Hydrological Programme) 及び人間と生物圏 (MAB: Man and the Biosphere) 計画、ユネスコ世界ジオパークをは じめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、学術研究支援などのユネスコの諸 活動に積極的に参加・協力しています。

IOCの分野では、国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科 学的調査の推進を図ることを目的とし、海洋観測・調査、海洋データの収集管理及び交換、 津波早期警戒システムの構築、教育訓練、地域協力等を行っています。IOCが提案主体と なって国連で採択された「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」が令和3年から 開始されています。

IHPの分野では、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供すること を目的に、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与え る影響の解明等に関する科学的及び教育的事業を行っています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際的に認定された地域である「ユネ スコエコパーク | * ²³を推進しています。ユネ

スコエコパークは、生態系の保全と持続可能 な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を 目的とする取組で、4年3月時点で、我が国 では計10か所(図表2-10-7、図表2-10-8) が登録されています。また、MAB計画 は3年で50周年を迎え、我が国としても様々 な国際的なイベントの参加や国内での記念シ ンポジウムの開催等を行いました。



図表 2-10-8 国内のユネスコエコパーク



ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産が もたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用する

^{*23}平成22年1月、日本ユネスコ国内委員会では、生物圏保存地域(BR:Biosphere Reserves)により親しみをもっても らうために、日本国内ではBRをユネスコエコパークと呼ぶことを決定した。

ことにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業であ り、4年3月時点で、我が国では9か所(図表2-10-9)が登録されています。いずれも、 自然と人間との関わりの理解を促進する活動の場であり、地域レベルでのSDGs達成を体現 する取組としても注目されています。



3 文化における取組

文化分野では、ユネスコは、世界遺産や無形文化遺産などの条約に基づいて文化遺産の保 護を進めているほか、世界の重要な記録物の保存などを目的としたユネスコ「世界の記憶」 を実施しています*24。現在、我が国に関連する案件としては、共同推薦の物件も含め7件が 登録されています。「世界の記憶」の登録に関しては、ユネスコにおいて制度改正の議論が 平成29年から行われていましたが、令和3年4月に、当事国からの異議申し立て制度新設 等を含む制度改正が終了し、同年7月末より、これまで凍結していた申請募集が再開されま した。11月末には、我が国より、「浄土宗大本山増上寺三大蔵(申請者:浄土宗、大本山増 上寺)」及び「智証大師円珍関係文書典籍―日本・中国の文化交流史― (申請者:宗教法人 園城寺、国立文化財機構東京国立博物館)」の2件をユネスコに推薦したところです。同2 件については、今後、5(2023)年のユネスコ執行委員会において登録の可否が決定される 予定です。

ユネスコ創造都市ネットワーク事業は、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、 デザイン、メディアアート、食文化の7分野において、創造性を核とした都市間の国際的な 連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指す事業です。3 年11月には、食文化の分野において大分県臼杵市の加盟がユネスコにより認定され、我が 国における加盟都市は計10都市*25となっています。

さらに、これらの他にも我が国は、有形及び無形の文化遺産保護事業への参加・協力をし ています。

^{*24}世界遺産及び無形文化遺産については参照:第2部第9章第10節 6

^{*25} 静岡県浜松市(音楽)、石川県金沢市及び兵庫県篠山市(クラフト&フォークアート)、北海道旭川市、愛知県名古屋市 及び兵庫県神戸市(デザイン)、北海道札幌市(メディアアート)、山形県鶴岡市及び大分県臼杵市(食文化)、山形県山形市 (映画)